

奈良県告示第三百五十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成三十一年二月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

重里（ロ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成二十年四月奈良県告示第三十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号と八号を結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

吉野郡十津川村大字重里	九七九番一	一号
〃	九七九番二	二号
〃	九八八番	三号及び四号
〃	九九三番	五号
〃	一〇一八番	六号
〃	一〇一六番	七号
〃	九五五番一	八号